

1-8 無窓階の解説

第1 無窓階

建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。

なお、無窓階以外の階の判定については、次の第2及び後述「避難上又は消火活動上有効な開口部の判断基準」によること。

第2 普通階

1 11階以上の階の場合

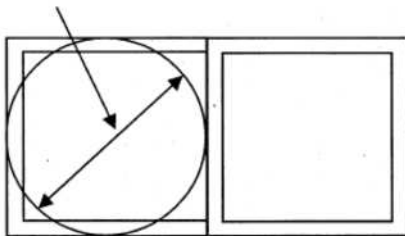
直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部【図1】の有効開口面積の合計が、当該階の床面積の30分の1を超えていること。(以下「普通階」という。)

2 10階以下の階の場合

直径1メートル以上の円が内接することができる開口部【図2】又は幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部【図3】を2以上有する普通階であること。

【図1】 直径50cm以上の円が内接できる開口部

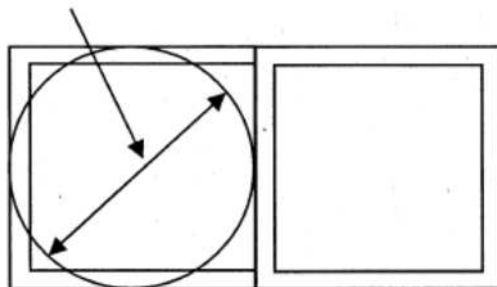
直径50cm以上



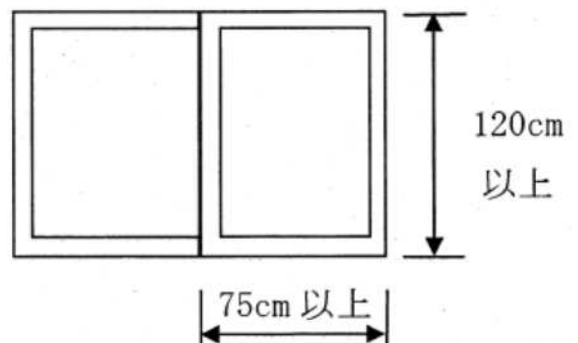
※図は引き違い窓の場合の例

【図2】 直径1m以上の円が内接できる開口部

直径1m以上



【図3】 幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部



3 前記1及び2の図1、図2及び図3の開口部は、次の条件に該当すること。

- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
- (2) 開口部は、道路又は道路に通ずる幅員1メートル以上の通路、その他の空地に面したものであること。(11階以上の階の場合は除く。)**【図4】**

また、通路その他の空地の取り扱いについては、次のアからウによること。

ア 駐車車両（原動機付自転車、自動二輪車を含む。）は、固定物として取り扱うこと。

イ 植栽を設ける場合は、地被植物とすること。

ウ 門扉、フェンス等を設ける場合は、次の(ア)又は(イ)のいずれかによること。

【図5】

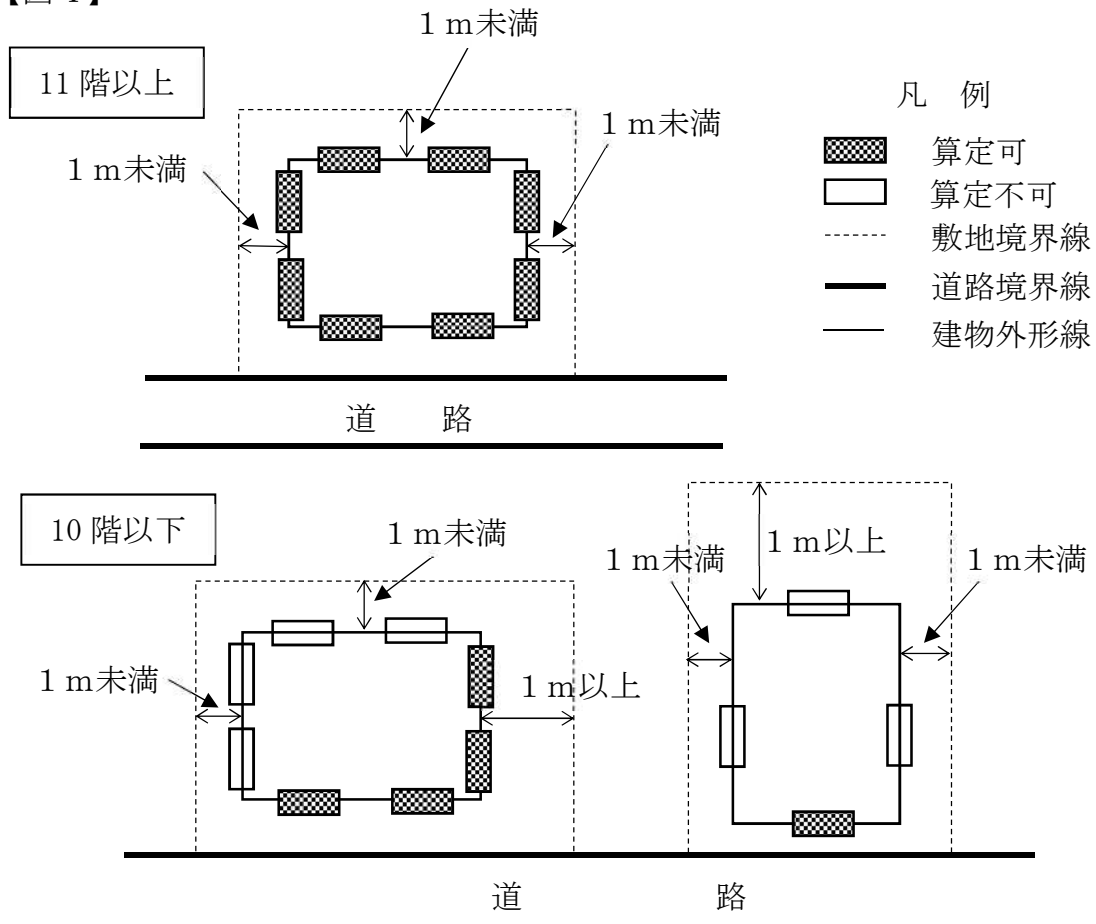
(ア) 有効幅0.75m以上を有する門扉（避難及び消火活動上支障がないものに限る。）を設けること。

(イ) 容易に乗り越えることができる高さ（地盤面から高さ1.2m以下。）とすること。

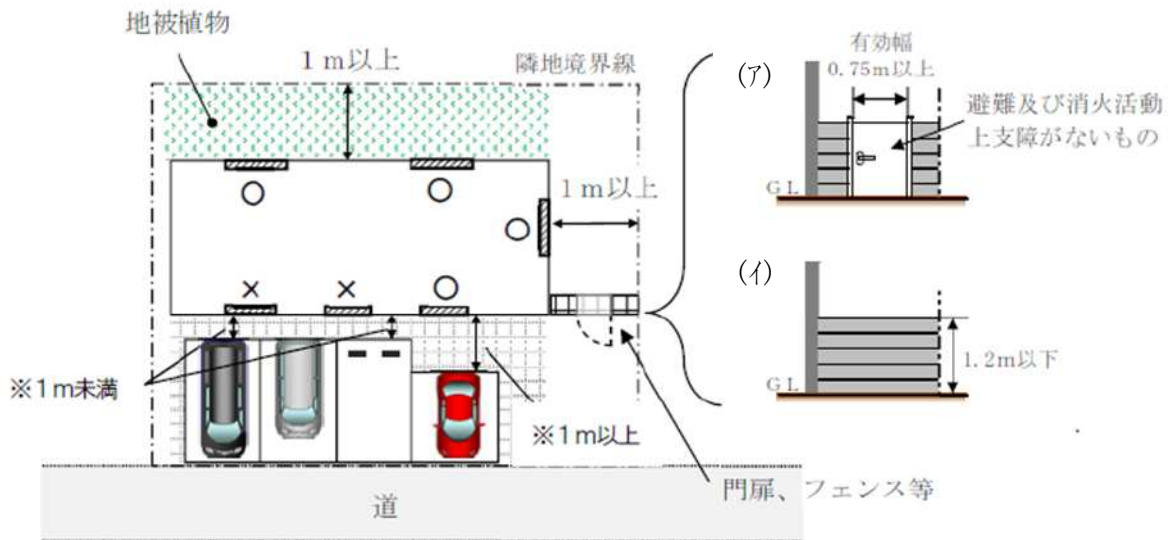
- (3) 開口部は、内部から容易に避難できるとともに、外部からも容易に進入できるものであること。

- (4) 開口部の扉、窓等は、容易に開放できるよう常時良好な状態に維持管理されていること。

【図4】



【図5】



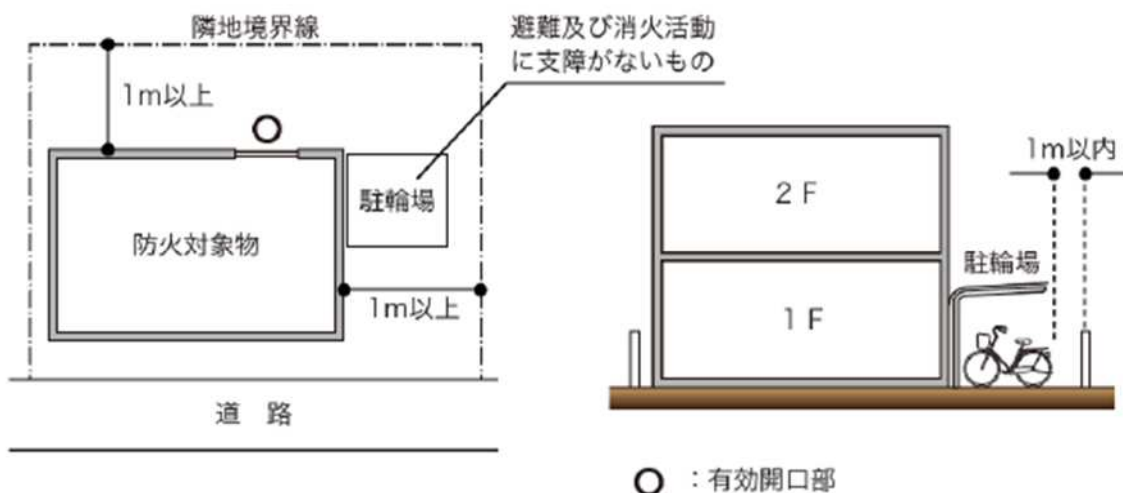
※開口部から駐車範囲を示す白線等までの距離

白線等が存在しない場合は、開口部から縁石までの距離を1.5m以上で指導すること。

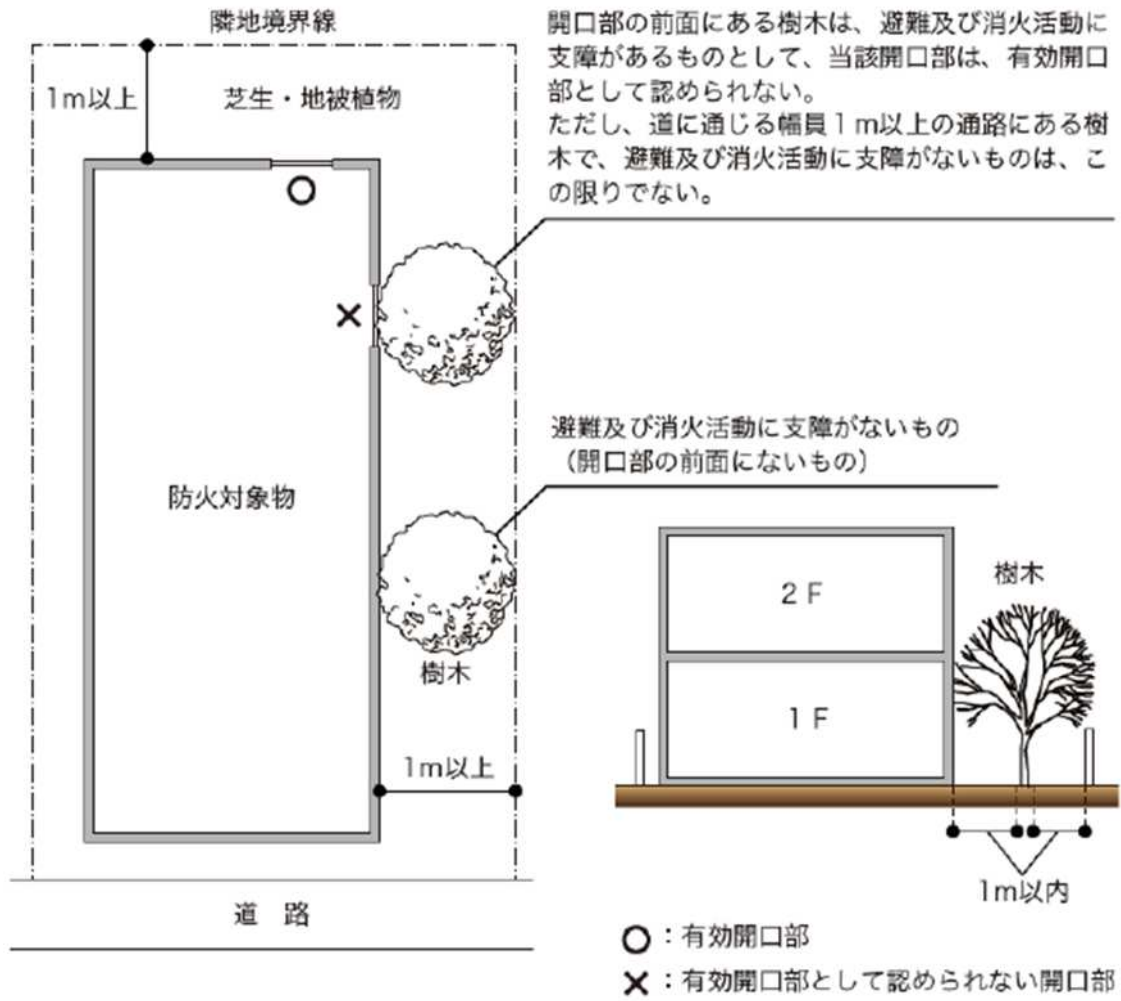
4 次に掲げる空地等は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
- (2) 道路又は通路に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの
- (3) 1m以内の空地又は通路にある樹木、へい及びその他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの【図6】【図7】

【図6】



【図 7】



(4) 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの【図 8】

【図 8】

